

2016年（平成28年）11月30日

和歌山県警察本部 生活安全企画課 御 中
ご担当 迷惑防止条例改正担当 様

〒640-8158

和歌山市十二番丁10番地 本山ビル3階

和歌山合同法律事務所

弁護士 畑 純 一

電話番号 073-433-2241

〒640-8325

和歌山市松江北1丁目3-40

平松総合調査事務所

探 偵 平 松 直 哉

電話番号 073-456-3333

「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）」に関する意見

1 条例案第4条第1項について

本条項は、規定されている場所における撮影の予備的行為について、それを取り締まることができる国の刑罰法規がないために十分な取り締まりができなかったことを踏まえ、刑罰適用の範囲の明確化を図りつつ予備的な段階の行為を処罰できるようにしたことは、インターネット社会の下でますます深刻化する盗撮犯罪に対して被害者保護を図る上で重要な前進であると評価することができます。

2 条例案第4条第3項について

本条項はこれまで公衆浴場、公衆便所、更衣室については公衆が利用することができる更衣室におけるのぞき見や撮影に限定されていたところ、法益保護に関係のないこれらの限定を除外し、かつ、第4条1項3号同様に予備的な段階の行為を処罰できるようにしたことは、被害者保護にとっ

て重要な前進であると評価することができます。

3 条例案第4条4項について

これに対し、条例案第4条4項は、1項の「他人を著しく羞恥させ、または他に人に不安を覚えさせるような方法」というような限定、及び、3項の「通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所」という限定がなく、「みだりに」という無限定的な要件を残すだけの規定です。

しかしながら、本条例は仮にも刑罰法規ですから、写真機等を向けるだけで犯罪が成立するのはあまりに無限定であると思います。

そして、このような無限定な刑罰法規が制定された場合、「みだりに」とか「目的」などの内心の問題は外部から容易に知ることができないため、取り締まる者の主観的な意図による濫用の危険があると言えます。そして、正当な取材や報道に対しても、写真機等を向けるだけで取り締まることができる可能性があり、このような場合、現実には起訴されるまでには及ばないものとは思われるものの濫用の恐れがあるので、適切な限定が必要と思われると思います。

かかる限定をつけないまま本条項を規定することには反対です。

4 追加の規定について

盗撮等の分野で近時ゆゆしき問題となっているのは、医師による盗撮、教室における児童等に対する盗撮、交際中の相手方、いわゆるデリバリーヘルスの女性に対する盗撮であり、このようなことが今後とも和歌山県においてまかり通ることがあってはならないことは言うまでもありません。

そこで、第3項の「浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所にいる人」だけを対象にするだけでは不十分であり、同条項に加え、項を改めた上で、下記のような条項を加えるのが相当と考えます。

記

「その場所を問わず、契約上の関係、社会生活上の関係、若しくは個人的な信頼関係に基づいて、衣服の全部又は一部を着けない状態にいる人に対し、その人の許可を得ることなく下着等を撮影してはならない。」

以上